

# 商店街運営の『虎の巻』

## 12事例もとに交流後押し

杉並区商連



「杉商連虎の巻」は、杉並区商店街連合会が、各商店街がオリジナルの『虎の巻』として活用できるリングファイル方式の装丁で、各商店街がオリジナルの『虎の巻』として活用できる

杉並区商店街連合会（内藤 夫会長）では、このほど「商店街アドバンス」事業の一環として、商店街運営等に関する情報を収集し、それを「虎の巻」としてまとめた。これは、商店街を「店舗数」と「駅からの距離」の2軸でマトリクスで区分けして、それぞれ先進事例として合計12商店街をモデルとして選考し、他の

リングファイル方式の装丁で、各商店街がオリジナルの『虎の巻』として活用できる

### 自分の店における高齢者の万引き頻度

□1日1件以上 □週に1~6件 □月に1~3件 □それよりも少ない □ない □わからない

全体	14.0	41.6	17.0	16.6	48.9
商店経営・販売	10.0	34.0	16.0	30.0	34.0
小売業社員	18.0	45.0	20.0	17.0	62.0

「「わからない」の回答が34.0%と、自己把握している高齢者の割合も少なくない。一方、「ない」の回答が30.0%あり、自己把握していない店も少なくない。また、「わからない」の回答が34.0%と、自己把握していない店も少なくない。また、「わからない」の回答が34.0%と、自己把握していない店も少なくない。

### お年寄りの万引き防止

アンケート結果詳細  
「「わからない」の回答が34.0%と、自己把握している高齢者の割合も少なくない。一方、「ない」の回答が30.0%あり、自己把握していない店も少なくない。また、「わからない」の回答が34.0%と、自己把握していない店も少なくない。」

## 商店街振興組合の運営の手引き(4)

### 事業報告書、決算関係書類の提出と監査報告書

組合は、事業年度と決算関係書類を監事に提出し、監事の監査を受け、監事から監査報告書を受領しなければならない。（商振法第53条）。

監事の監査は、会計監査と業務監査に区分され、原則としてすべての組合の監事にはこの2つの監査を行う権限が付与されている。

しかし、一定組合（各事業年度開始時点で組合員数（連合会の場合には会員である組合員の合計数）が1000人を超えない組合で、定款に監事の職務を会計に限定する旨の規定を有する組合）については、監事に会計監査の権限だけを付与し、業務監査権限を付与しないようにすることができるものとされている。

監事についての商振法規則の規定

### 監事の決算関係書類に係る監査報告の内容

第50条 監事は、決算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

- 一 監事の監査の方法及びその内容
- 二 決算関係書類（剰余金処分案又は損失処理案を除く）が当該組合の財産及び損益の状況としての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- 三 剰余金処分案又は損失処理案が法令又は定款に適合しているかどうかについての意見
- 四 剰余金処分案又は損失処理案が当該組合の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるときは、その旨
- 五 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- 六 追記情報
- 七 監査報告を作成した日

2 前項第六号に規定する追記情報とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に説明を要する必要がある事項又は決算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

- 一 正当な理由による会計方針の変更
- 二 重要な偶発事象
- 三 重要な後発事象

### 監事の事業報告書に係る監査報告の内容

第51条 監事は、事業報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

- 一 監事の監査の方法及びその内容
- 二 事業報告書が法令又は定款に従い当該組合の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- 三 当該組合の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- 四 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- 五 監査報告を作成した日

2 前項の規定にかかわらず、監査権限限定組合（法第35条第8項に規定する組合をいう）の監事は、前項各号に掲げる事項に代えて、事業報告書を監査する権限がないことを明らかにした監査報告を作成しなければならない。

（監事の監査報告の通知期限等）

第52条 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、第50条第1項及び前条第1項に規定する監査報告の内容を通知しなければならない。

- 一 決算関係書類及び事業報告書の全部を受領した日から4週間を経過した日
- 二 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日

2 決算関係書類及び事業報告書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第1項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、決算関係書類及び事業報告書については、監事の監査を受けたものとみなす。

4 第1項及び第2項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

- 一 第1項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける者として定められた者
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき決算関係書類及び事業報告書の作成に関する業務を行った理事

5 第1項及び第3項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

- 一 第1項の規定による通知をせず監事を定めた場合、当該通知をすべき者として定められた者
- 二 前号に掲げる場合以外の場合すべての監事

監査報告書は特定監事から特定理事に提出することとされている。この場合の「特定理事」とは、商振法規則において監査報告の通知を受ける者として定められた理事であり、定められていない場合には決算関係書類及び事業報告書の作成に携わった理事を指し、「特定監事」とは監査報告書を特定理事に通知する監事を決めた場合にはその監事であり、そのような監事を決めなかった場合には、すべての監事が該当する。

監査報告書には、監査の方法の内容及び監査結果の意見を記載しなければならない。

監査の方法の内容については、監査の対象となった書類と実施した監査手続を記載しなければならない。監査結果の意見としては、

- ① 決算関係書類が組合の財産及び損益の状況のすべての重要な点において適正に表示しているかどうか、
- ② 剰余金処分案又は損失処理案が法令又は定款に適合しているかどうか、
- ③ 剰余金処分案又は損失処理案が組合の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるときは、その旨、
- ④ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨と理由、
- ⑤ 追記情報として正当な理由による会計方針の変更・重要な偶発事象・重要な後発事象など、
- ⑥ 事業報告書が法令又は定款に従い組合の状況を正しく示しているかどうか、
- ⑦ 組合の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その旨を記載しなければならない。

なお、事業報告書の監査は、業務監査権限を有する監事だけが行うことができることであるが、業務監査権限を有せず会計監査の権限のみを有する監事は、監査報告書において、事業報告書を監査する権限がないことを明らかにしなければならないとされている。

### 事業計画

事業計画は、通常総会において組合の当該事業年度内に実施を予定する協同事業の実施計画及び予想計画等に関して組合員に付議する書類である。

したがって、組合の定款に規定され、かつ、現実に実施しようとする各事業について、でき得る限りの確に記載することが必要である。

事業計画の作成の基準については、商振法規則に特段の規定を有してはいるが、組合が実施する共同事業が組合員との取引によって成り立っていることに鑑み、どのような資金によってその共同事業の運営が行われているかを付記すべきである。また、事業計画が事業報告と表裏一体の関係にあることを勘案し、事業報告に求められる項目であって予定される事項がある場合には、できるだけ盛り込むことが重要である。

### 収支予算(見積損益計算書)

収支予算については、商振法において通常総会に付議しなければならないこととされているが、その作成のための基準については、事業計画と同様に商振法規則に特段の規定はない。

組合会計は、その性格から収支の均衡を図ることが理想的である。そのためには、まず実施事業の内容を十分に検討して事業計画を立てるとともに、この事業計画の実施に伴って生じる収入額及び支出額を的確に見積もって、収支予算を作成することが必要である。

また、資金計画表は、借入金や増資によって固定資産を購入する場合や減価償却費をもって借入金の返済を予定している場合、損益取引だけでなく、このための資金の動きを収支予算上で表示することが困難であり、この場合の資金の運用計画を示すことにより収支予算を補完するために作成するものである。

①各商店街の理事長・会長に取材してまとめた  
②商店街の先進事例集、個人の連絡先・メッセージカードや景品など  
③商店街のハード・ソフト情報の収集  
④都・区などの助成金の一覧表  
⑤「虎の巻」の活用状況

「虎の巻」は、具体的なイベント事業や環境整備事業等の詳細ではなく、商店街運営にあたってのユニークな手法や構成員としての心得などを中心にまとめている。街の

### 海外事情

市民と共に100年  
ワルシャワの冒険  
ミロフスカ市場

ポーランドの首都・ワルシャワ中央駅から徒歩10分ほど。早朝から賑わう「首都の胃袋」ことミロフスカ市場。100年もの歴史があるバラック様の建物2棟の外側に、地場スーパーを核に精肉店、八百屋、パン屋、惣菜店など個人商店や露店を集め、様々な声を商店街に反映

▼目的を明確に、アンケートを実施  
▼役員と責任をはる気の人  
▼徹底した役割分担  
▼5人以下が集まると、「活性化委員会」を設立する  
▼若手中心に外部からの出店やテナント等幅広い人材を招く

農したが、旧社会主義圏の家管理下で修復・復元。また90年代の市場経済導入・民営化以降には、コストや機能性を鑑みた「低コスト」の一部採用しつつ、シンボリックな建物の保全と商業機能向上の両立に挑み続ける。

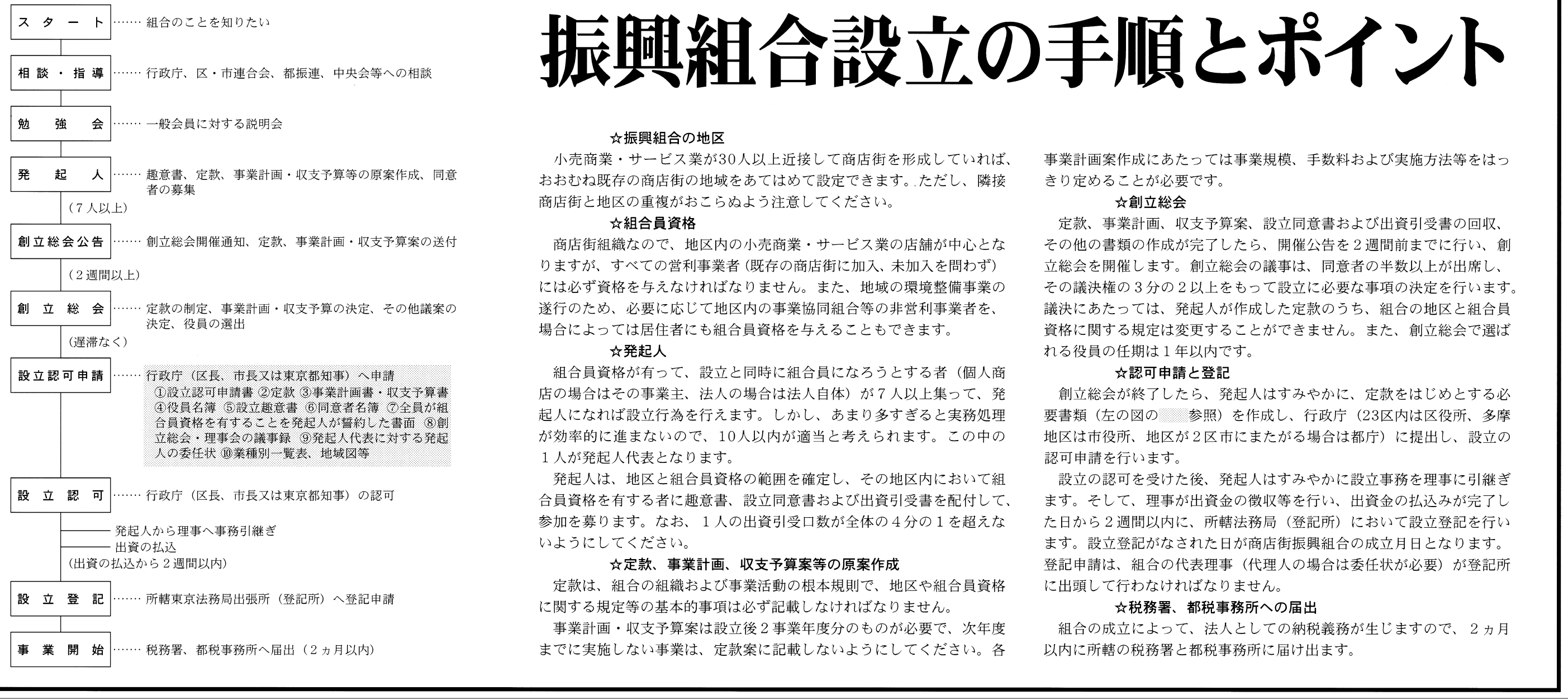
一方で郊外には10年

### 商店街×大学で街の未来を探る

都中小企業振興公社  
国分寺舞台にシンボル

（公財）東京都中小企業振興公社では東京経済大学福祉セミナーと共催で、2月27日に国分寺労働会館でシンボリックな「新いちま」の期待、「北口再開発」の期待、「報告書」の発表、調査・地域住民の商店街に対する意識調査の結果を報告し、続いて「北口再開発と周辺商店街の振興」をテーマに、大学生からの提言も行われた。

第2期のパネルディスカッション「商店街の可能性を探る」では、富士正博、東京経済大学教授をコーディネーターに、商店街関係者を呼び寄せ、消費者、公団担当者らとの議論を展開。駅北口再開発にあたり、商店主らが大学生から大いに刺激を受ける場ともなった。



# 振興組合設立の手順とポイント

### ☆振興組合の地区

小売商業・サービス業が30人以上近接して商店街を形成していれば、おおむね既存の商店街の地域をあてはめて設定できます。ただし、隣接商店街と地区の重複がおこらぬよう注意してください。

### ☆組合員資格

商店街組織なので、地区内の小売商業・サービス業の店舗が中心となりますが、すべての営利事業者（既存の商店街に加入、未加入を問わず）には必ず資格を与えなければなりません。また、地域の環境整備事業の遂行のため、必要に応じて地区内の事業協同組合等の非営利事業者を、場合によっては居住者にも組合員資格を与えることもできます。

### ☆発起人

組合員資格が有って、設立と同時に組合員になろうとする者（個人商店の場合はその事業主、法人の場合は法人自体）が7人以上集って、発起人になれば設立行為を行います。しかし、あまり多すぎると実務処理が効率的に進まないで、10人以内が適当と考えられます。この中の1人が発起人代表となります。

発起人は、地区と組合員資格の範囲を確定し、その地区内において組合員資格を有する者に趣意書、設立同意書および出資引受書を配付して参加を募ります。なお、1人の出資引受口数が全体の4分の1を超えないようにしてください。

### ☆定款、事業計画、収支予算案等の原案作成

定款は、組合の組織および事業活動の基本規則で、地区や組合員資格に関する規定等の基本的事項は必ず記載しなければなりません。事業計画・収支予算案は設立後2事業年度分のものが必要で、次年度までに実施しない事業は、定款案に記載しないでください。各

